

# 評価調書(県総合評価調書)

## 【評価の基準】

- (1)多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2)厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3)県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4)役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5)積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

## 1. 評価結果(個別観点)

観 点	評価内容	評 価
団体のあり方	<p>当該団体は、森林所有者による整備が進みがたい地域において、分取方式によって造林を推進するため、S40年に設立された公益法人であり、これまで約2万4千haの森林を造成し、森林の公益的機能の高度発揮、地域の森林整備水準の確保や中山間地域における雇用の創出などの重要な役割を果たしてきた。今後はこれらの役割に加え、将来の重要な木材供給源としても期待されている。</p> <p>一方、国産木材価格の低下(スギの丸太価格はピーク時(S55年)の1/4)などの社会経済情勢の変化や、これまでの森林造成に要した多額の借入金の累増等、林業公社を取り巻く経営環境は、大変厳しいものとなっている。</p> <p>このような状況の中、当該団体は公益法人制度改革によりH25年4月に公益社団法人へ移行しており、公益認定機関としての役割を今後も引き続き果たしていくこととなる。</p>	B
組織運営	<p>経営状況の改善を図るため、外部委員による「島根県林業公社長期経営計画検討委員会」を設置し、H11年度以降、3回(H14~H15、H20、H25年度)開催してきている。その委員会による提言を踏まえ、経営改善を図るための具体的な方策や国・県・市町への支援要請等を内容とする「経営計画」を策定し、事業実施及び経営改善等に取り組んでいる。</p> <p>第4次経営計画(H26~35)では、これまでの「保育事業主体」から「主伐事業主体」へ移行する方針としており、これに伴い増大する業務や引き続き実施する必要のある業務を確実に執行するため、計画的な人員確保とその財源確保について早急に検討する必要がある。</p> <p>-----</p> <p>県の人的関与について</p> <p>役員(理事)には、農林水産部次長が就任しており、事務局には、県職員2名を派遣等している。(※林業公社事務局長(派遣)、課長補佐(研修))</p>	B
事業実績	<p>平成26年度から第4次経営計画に基づき事業に取り組んでおり、平成26年度の実績は次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 主伐事業(目標:79.00ha、実績:18.99ha) ※募集面積:79.27ha</li> <li>② 木材生産量(目標:17,960m<sup>3</sup>、実績:8,005m<sup>3</sup>)</li> <li>③ 路網整備(目標:19,000m、実績:24,847m) ※森林作業道開設</li> <li>④ 不成績林処理(目標:24件、実績:19件)</li> <li>⑤ 長伐期変更契約(目標:150件、実績:44件)</li> </ul>	B
財務内容	<p>林業公社の長期収支は木材価格に大きく左右され、将来予測は大変困難であり不確実性を伴う。</p> <p>第4次経営計画で想定した、主伐の実施及びバイオマス利用による増収、不成績林処理による利息負担軽減等の経営改善策を、公社の分取事業が終了する平成95年度まで継続して実施した場合、得られる改善効果は約145億円となり、最終収支不足は160億円程度まで圧縮することが可能と見込まれている。引き続き、経営改善に取り組むとともに、費用の圧縮に努めていく必要がある。</p> <p>-----</p> <p>県の財政的関与について</p> <p>第4次経営計画は主伐の開始を柱としており、主伐による増収に伴う経営改善効果を主に見込んでいる。ただ、この主伐事業は造林補助金の活用を前提としていることから、県がその財源を確実に確保することが必要不可欠となっている。</p> <p>また、安定的な主伐収入が得られるまでは、県からの貸付金及び補助金は引き続き必要である。</p>	D

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

## 2. 総合評価

	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
団体の経営評価報告書における総合評価について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公的セクターとしての役割(安定的な木材生産、木質バイオマス発電需要への対応、長期に渡る地域雇用・経済への貢献、公益的機能の持続的発揮)</li> <li>・経営改善</li> </ul>	<p>平成26年4月に策定した「第4次島根県林業公社経営計画」に基づく経営改善策を着実に実行する。</p>	<p>第4次林業公社経営計画に基づき、経営改善を着実に実行させるとともに、社会情勢の変化による木材価格の変動等を注視しつつ、経営改善策の検証及び次期経営計画の課題検討を行う。</p>

#### 総合コメント

平成21年度から5年間実施した第3次経営計画の取組みについては、「搬出間伐の確実な実施」「分収林の長伐期変更契約締結」「不成績林の計画的な解除」など概ね計画どおり実施でき、経営改善を推進することが出来た。

平成26年度からは長期経営計画検討委員会の提言を踏まえて策定した「第4次島根県林業公社経営計画」を基本指針として、主伐やバイオマス利用による増収対策や借入金の利息軽減などの経費縮減に向けた取組みを実施することで経営改善を図ることとしている。

林業公社の分収林は、関係業界からは木材及び木質バイオマスの安定供給、地域社会からは生産活動による雇用創出など大きな期待が寄せられている。さらに、水源涵養や土砂流出防止などの国土保全、地球温暖化防止など公益的機能を確保する公的機関としての役割を果たしていくことが求められている。

県は今後も経営計画の取組目標が達成されるよう、林業公社経営に積極的に関与するとともに、当該団体の果たす役割や県の支援について県民理解の醸成を図る必要がある。